

基本目標

地域住民と地域のあらゆる団体・組織の主体的な参画と協働により、誰もが安心していきいき暮らせるまちづくり

基本理念

- 一人ひとりが尊重されるまちづくり（人権擁護）
すべての人が人として尊重され、一人ひとりがその人らしい幸せを求め、自立した生活を送ることができるまちづくりを推進します。
- 地域住民が主役になるまちづくり（住民主体）
住民一人ひとりが主体となり、地域の福祉力を高め、地域住民でささえあうまちづくりを推進します。
- 地域のすべてが関わりあうまちづくり（ネットワーク）
住民、ボランティア、福祉施設などの事業所や地域のあらゆる団体・組織が相互理解を深め、お互いが手と手をつなぎ、誰もが共に生きるまちづくりを推進します。

キャッチフレーズ

つながる ひろがる ささえあう

このキャッチフレーズは、社会の変化がもたらす孤立、分断、排除を認識し、人権と社会正義の原則に則り、住民一人ひとりが社会の一員として共に生きる社会の創造を目指すことを表します。

- つながる 人と人、人と社会とのつながりをつくり、強くする
- ひろがる 多様で数多くのつながりや思いを社会にみたく
- ささえあう 一人ひとりがお互いに尊重し、支えとなる

社会福祉や社会福祉協議会に関わる最近の動向

○ 社会状況の変化

令和2年（2020）以降、新型コロナウイルス感染症が世界各地で拡大し、経済活動や社会活動をはじめ、私たちの生活に多大な影響を与えています。

個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化し、従来の社会福祉・社会保障の仕組みの下では十分な対応が難しくなりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大によってより表面化しました。また、人口減少が本格化し高齢化も進む中で、血縁、地縁といった共同体の機能が新型コロナウイルス感染症の影響もありさらに脆弱化しています。

こうした中で、地域共生の基盤を強め、発展させていくことが焦眉の課題となっています。

○ 「地域共生社会の実現」に向けた動き

国においては、「地域共生社会の実現」を今後の福祉改革を貫く基本コンセプトとして掲げ、取組を進めています。

令和3年（2021）4月に施行された改正社会福祉法では「重層的支援体制整備事業」が創設され、市町村においては地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対する包括的な支援体制の構築が進められ、令和3年度（2021）は42自治体が事業に取り組んでいます。

「包括的な相談支援」「参加支援」「地域づくり支援」を一体的に実施し、困りごとの解決を目指すだけでなく、社会とのつながりを取り戻すことも重視し、属性や年齢を問わずに相談を受け止め、関係機関との協働を進めることで本人や世帯に寄り添った支援が求められます。

※社会福祉法第4条第1項では、地域福祉を推進する際を目指すべき社会像として、「地域住民がお互いを尊重し、個々の参加と共に生きることを基盤とした地域共生社会」を規定。

○ 社会福祉協議会の役割と課題

地域共生社会の考え方や、その実現に向けた事業・活動の方向性は、社会福祉協議会が「住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現」（「新・社会福祉協議会基本要項」）を目指して取り組んできた方向に沿うものです。

社会状況の変化に伴い、社会福祉協議会に求められる役割が広がっています。社会福祉協議会は、地域住民等の理解と参加を得つつ、行政や民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設など関係者と共に、地域における生活課題の解決に向けて多機関協働の中核として機能していくことが期待されており、基本的な役割・機能である連絡調整、ネットワークづくり、協働に基づく実践を強化・拡充していくことが必要です。

以上のような状況を踏まえ、本会では次の基本方針により地域福祉の推進に取り組みます。

基本方針

○ 中期経営計画に基づく法人経営と新たな計画の策定

平成30年度（2018）から令和4年度（2022）までの5年間の計画期間とする第3期中期経営計画に基づき、計画目標の「住民に必要とされ、信頼される出雲市社会福祉協議会」の実現を目指して、引き続き法人経営を進めます。また、第4期中期経営計画の策定を進めます。

今後も、本会が積み重ねてきたコミュニティソーシャルワークの実践である「小地域における住民主体による福祉活動の推進と支援」と「総合相談・生活支援体制の強化」について、より一層、取組を拡大し、深めることを基本的な方向とします。

○ 3本柱による重点事業の推進

「あらゆる生活課題への対応と地域とのつながりの強化」を目標に事業を実施します。事業は「個別支援（安心づくり）」「地域支援（地域づくり）」「人材育成（人づくり）」の3本柱に整理し、コミュニティソーシャルワークにより実施します。

地域において福祉サービスを必要としている人や世帯を発見し、その自立生活に向けてさまざまな地域生活課題に対応するための多機関との協働による総合的な相談支援の実施と地域住民等による支援ネットワークの組織化を進めるとともに、福祉サービスを必要としている人々を受容し、共に生き、相互に支え合うことができる地域社会（福祉コミュニティ）づくりに取り組みます。

限られた職員と財源により事業を効果的に行うため、今日の社会状況やニーズを考慮しつつ優先順位をつけ、事業の重点化を図ります。

社会の変化に伴い発生する新たな問題等については、調査・研究し、解決に向けた対応を示す取組を進めます。

● 個別支援（安心づくり）

生活困窮の状態にある人、高齢者、権利擁護を必要とする人や世帯に対する相談支援及び福祉サービスの提供に重点的に取り組みます。

地域において何らかの支援を必要としている人や世帯を早期に把握するために、民生委員・児童委員、地域の福祉関係者等とのネットワークを強化します。

複雑化・多様化した生活課題に対応するため、出雲市と方向性を共有し、多機関の協働による総合相談体制を強化します。

● 地域支援（地域づくり）

生活課題を抱える人が地域社会において自立した生活を送ることができるよう、生活課題を地域で受け止める力を高める取組と地域住民による課題解

決の実践力を高める取組を進めます。

地区社会福祉協議会の活動支援や生活支援サービス提供団体等の社会資源の把握とネットワーク構築、調整をとおして、生活課題を早期発見する取組、地域で孤立しない・させない取組の推進、住民主体の支え合い活動の推進を図り、地域における包括的な支援ネットワークづくりを進めます。

- 人材育成（人づくり）

地域における住民福祉活動の担い手やさまざまな地域福祉事業に参加・協力する人を広げるため、福祉意識の醸成、知識・技術の習得、活動者の養成の視点から、幅広い年齢層に向けて具体的な活動につながる研修等を行います。

- 社会福祉法人との連携・協働の強化

社会福祉法人は、地域における公益的な取組を行うことが責務とされ、さらには地域社会の一員として地域住民や社会福祉に関する活動（ボランティア活動等）を行う人とともに地域福祉の推進に取り組むことが求められています。地域福祉を推進するパートナーとして社会福祉法人との連携・協働を強化し、地域の生活課題の解決に取り組みます。

- 財務改革の推進

平成30年（2018）12月に定めた「財務改革の推進方針」に基づいて進めた取組により、経常収支が平成29年度（2017）27,707千円の赤字額から大幅に圧縮し、令和2年度（2020）には黒字額を達成するなど着実に成果をあげています。

令和4年度（2022）においても、引き続き収入の確保と支出の削減に取り組み、財務改革を進めます。

- 経営管理体制と組織運営の強化

理事会、評議員会の適正な運営、監事による厳正な監査の実施など経営管理体制の強化と事業運営の透明性の向上に継続して取り組みます。

法人運営上のさまざまなリスクを想定して、その発生防止を図るとともに、発生した場合には適切に対応できるよう、リスク管理の取組を強化します。

地域福祉を推進するパートナーとして、出雲市との間に組織的で密接な関係の強化を図ります。

本会の存在や役割が幅広い年齢層の住民に伝わるよう、SNSによる情報発信も効果的に進め、広報活動を工夫します。

事務局組織は現在の体制を継続し、限られた職員で最大の成果を上げることができるよう適材適所に職員を配置します。職員研修は、計画的、体系的に実施し、職員の能力と意欲の向上を図ります。

○ 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の影響は当分続くと思われていますが、感染状況や社会情勢の変化等を注視しながら、感染症対策の徹底し、コロナ禍における事業展開を工夫して、本会の役割を果たします。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下にあつて、経済的困難や社会的孤立に直面した人たちへの支援を引き続き実施します。

個別支援（安心づくり）

○身近な相談窓口
1 地域生活相談事業
○生活困窮者等に対する支援
1 出雲市生活困窮者自立相談支援事業
(1) 自立相談支援事業
(2) 就労準備支援事業
(3) 家計改善支援事業
2 生活物品支援事業
3 生活福祉資金貸付事業
4 民生融金貸付事業
○高齢者に対する包括的な支援
1 包括的支援事業
(1) 総合相談支援業務
(2) 権利擁護業務
(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
2 一般介護予防事業の一部
(1) 介護予防把握業務
(2) 介護予防普及啓発業務
3 第1号介護予防支援業務・指定介護予防支援業務
4 地域ケア会議に関する業務
(1) 地域ケア会議の開催
(2) 出雲市地域ケア個別会議の開催
5 その他
○権利擁護を必要とする人に対する支援
1 日常生活自立支援事業
2 財産保全サービス事業
3 法人後見事業
4 市民後見推進事業
5 障がい者入居債務保証事業
6 いずれも権利擁護センター運営委員会等の開催
○総合的な相談支援事業
1 出雲市福祉総合相談支援事業
○新型コロナウイルス感染症の影響を受けた人に対する支援
1 フードドライブ等実施事業

地域支援（地域づくり）

○地域住民の主体的な福祉活動の推進
1 地区社会福祉協議会等活動総合支援事業
2 ふれあいサロン活動助成事業
3 地域ふれあい見守りネットワーク事業
4 福祉団体活動助成事業
○地域住民等の参加と協働による福祉のまちづくりの推進
1 認知症高齢者等SOSメール安心ネットワーク事業
2 出雲市生活支援体制整備事業
3 住民参加型在宅福祉サービス事業
(1) たすけあいボランティア事業
(2) すこやか訪問事業（養育支援訪問事業）
4 共同募金歳末助け合い事業
○福祉サービスの提供
1 車いす貸出事業
2 ガイドヘルプ事業
○社会福祉法人等との連携・協働及び支援等
1 社会福祉法人による地域貢献活動推進事業
2 高齢者マッサージサービス事業
3 団体支援
(1) 出雲市民生委員児童委員協議会など社会福祉団体の支援
(2) 島根県共同募金会出雲市共同募金委員会
(3) 日本赤十字社島根県支部出雲市地区
4 地域限定の事業
(1) 戦没者追悼事業

人材育成（人づくり）

○ボランティア活動の促進
1 ボランティアまちづくりセンターの運営
2 技術ボランティアの養成
(1) 点訳奉仕員養成講座
(2) 手話奉仕員養成講座
(3) 広報音訳ボランティアフォローアップ研修
3 ボランティア活動に参加する人の拡大
(1) ボランティア講座
4 子ども食堂支援
(1) 活動、立ち上げ支援

(2) ネットワークづくり
○福祉教育の推進
1 福祉教育推進事業
(1) 福祉学習支援
(2) あいサポート運動推進事業
(3) 介護の基礎的講座

法人運営

○信頼にこたえる法人運営
1 法人運営事業
(1) 組織運営
(2) 経営基盤の確立
(3) 経営管理の充実
(4) 関係機関との連絡調整
(5) 役職員研修
○広報啓発活動の推進
1 出雲市総合社会福祉大会の開催等
(1) 出雲市総合社会福祉大会の開催
(2) しまね県民福祉大会への参加及び協力
(3) 各種表彰の候補者の推薦
2 「社協だよりいずも」の発行
3 広報音訳・点訳広報発行事業
(1) 音訳広報
(2) 点訳広報
4 ホームページの運営
5 出雲市民余芸大会の開催
○中期的な計画の推進
1 地域福祉活動計画推進事業
2 第4期中期経営計画の策定
○災害見舞への取組
1 災害見舞金事業
○会館管理
1 会館管理事業
(1) 出雲市社会福祉センター管理運営事業
(2) 多伎地域福祉センター管理運営事業
(3) 平田福祉館管理運営事業

実施する事業

基本方針に基づき、以下の事業を実施します。

※各事業の説明において、「・」の項目は実施内容や見込み数、目標とする数値等について記載しています。

個別支援（安心づくり）

地域において福祉サービスを必要とする人や世帯を発見し、相談に応じるとともに課題解決を図るための支援を行います。また、課題解決のために福祉サービスを提供します。

○身近な相談窓口

地域の身近な相談窓口として、住民の生活上の悩みごとや心配ごとの相談に応じます。

1. 地域生活相談事業

- ・一般相談員による一般相談（出雲、平田、斐川の3会場）
- ・一般相談員研修会及び連絡会の開催

○生活困窮者等に対する支援

生活困窮者自立支援制度に基づき、生活保護に至る前の段階の自立支援を図るため生活困窮者に対して包括的な支援を行います。また、生活困窮者の自立と尊厳の確保及び生活困窮者支援を通じた地域づくりを推進します。

1. 出雲市生活困窮者自立相談支援事業

(1) 自立相談支援事業

生活困窮者に対して広く相談に応じるとともに、生活困窮者が抱える多様で複合的な課題を包括的に受け止め、相談者が置かれている状況や本人の意思を十分に確認したうえで、尊厳の保持を図りつつ自立に向け計画的かつ継続的な支援を行います。併せて、包括的な自立支援に向けて関係機関と連携し、共に支え合う地域づくりを推進します。

- ・生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、アセスメントを実施して、個々人の状態にあったプランを作成し、必要なサービスにつなげます。
- ・関係機関への同行訪問や相談員による就労支援などを実施します。
- ・関係機関とのネットワークづくりと既存の社会資源を積極的に活用するとともに必要な社会資源の開発に取り組みます。

(2) 就労準備支援事業

就労に向けた準備が整っていない生活困窮者及び生活保護受給者に対して、就労に向けた支援や就労機会を提供します。

- ・就労意欲の喚起やその動機づけを行います。
- ・生活リズムを整える、他者と適切なコミュニケーションを図るなど日常生活や社会生活の自立を支援します。
- ・就労体験の機会の提供等を行いつつ、一般就労に向けた技術・知識の習得等に向けた就労自立に関する支援を計画的かつ一貫して行います。

(3) 家計改善支援事業

家計収支の均衡が取れていないなど、家計に課題を抱える相談者からの相談に応じ、相談者自身が置かれている家計状況を理解できるように、家計計画表等を作成し家計の「見える化」を図ります。

- ・家計管理に関する支援、滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援を行います。
- ・債務整理に関する支援や自立の促進に必要な一時的な資金貸付のあっせんを家計再生プランに基づき総合的に行います。

2. 生活物品支援事業

現に経済的に困窮している人に対し、生活が安定するまでの期間、必要な生活物品の貸出・提供やフードバンクにより食料支援を行います。

3. 生活福祉資金貸付事業

低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯等の経済的自立や生活意欲の助長促進を図り、世帯の自立に向け、無利子または低利子で生活に必要な各種資金を貸し付けます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減った世帯を対象とし、令和元年度から申請を受け付けている特例貸付は、今年度から償還が始まります。借受人の生活状況を把握しながら償還を軸とした生活全般に対する相談、支援を行います。

- ・資金の種類：特例貸付、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金

4. 民生融金貸付事業

緊急かつ一時的に生活の維持が困難な場合に、生活の為に必要な資金を貸し付けるとともに、その世帯が抱える生活課題の解決を図り、自立に向けて支援を行います。

- ・生活保護申請世帯に対しては、保護費が交付されるまでの間の生活費として貸

し付けることにより、生活保護制度を補完する役割を果たします。

- ・貸付上限額：30,000円

○高齢者に対する包括的な支援

高齢者自らが介護予防に努めるとともに、状態の変化に応じて必要な支援を受けながら、できる限り住み慣れた地域で自分らしい自立した生活が続けることができるよう、行政、地域住民、地域の関係機関と連携を図りながら地域包括ケアの推進にあたります。

【重点目標】

- ①地域課題を把握し課題解決へ向けて取り組む
- ②地域の様々な関係者や関係機関とのネットワークを強化する

1. 包括的支援事業

(1) 総合相談支援業務

介護や認知症その他生活に関すること等、高齢者に関するあらゆる相談を受け止め、ワンストップの相談専門機関としてチームで問題解決にあたります。

様々な方法で高齢者あんしん支援センターの周知、地域の関係者とのネットワーク構築を図り、相談しやすい体制づくりに努めるとともに、アウトリーチによる高齢者の実態把握にも努めます。

(2) 権利擁護業務

高齢者虐待の防止・早期発見に努めるとともに、受理した虐待通報については市と連携し高齢者の安全確保のみならず、養護者への支援等迅速かつ適切に対応します。

認知症高齢者や独居高齢者で金銭管理等の支援が必要な方、複合的な課題を抱える世帯、身寄りの無い高齢者等、困難な問題を抱える高齢者が増えていることを踏まえ、行政をはじめ関係機関との連携をより一層強化し、専門的・継続的に支援を行います。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域の介護支援専門員からの相談を随時受け付け、必要に応じて助言や同行訪問、地域ケア会議の開催等により支援するとともに、研修会の開催や情報交換の場の設定等を通して介護支援専門員相互のネットワークの構築、質の向上を支援します。

インフォーマルサービスを含む社会資源の把握に努め、必要な方へ情報が届くよう発信します。

生活支援コーディネーター等本会の関係部署と連携し、地域課題の把握、課題解決へ向けて取り組みます。

2. 一般介護予防事業の一部

(1) 介護予防把握業務

地域の関係者とのネットワークや訪問活動等を通して、フレイル状態（加齢により心身の機能が衰えた状態）等介護予防が必要な高齢者の把握を行い、必要な活動や支援へつなげます。

(2) 介護予防普及啓発業務

介護予防の必要性を理解し住民自らが介護予防に取り組むことができるよう意識啓発を図ります。

身近な地域で住民が主体的に介護予防に取り組む「通いの場」（集会所などの場所で、地域住民が運営する地域住民の集う場）の充実に向けて、出雲市と連携を図り支援します。

3. 第1号介護予防支援業務・指定介護予防支援業務

要支援認定者及び事業対象者に対して、利用者の状態と主体性を尊重するとともに、自立支援を重視したアセスメント、介護予防プラン作成を行い、利用者が地域で自立した生活を送れるよう支援します。

介護予防プラン作成を居宅介護支援事業所に委託する場合には、必要に応じて助言を行いながら、委託業務が適切に実施されるよう支援します。

4. 地域ケア会議に関する業務

(1) 地域ケア会議の開催

困難ケースや多機関での検討が必要なケースなど、必要に応じて地域ケア会議を開催し、個別課題の解決、ネットワークの構築を図ります。また、地域ケア会議の実践を積み上げることによって、地域における課題解決力の向上、地域課題の把握に努めます。

(2) 出雲市地域ケア個別会議の開催

自立支援・重度化防止に資するケアマネジメント支援を目的とした「出雲市地域ケア個別会議」を主催者である出雲市と協働し、定期的を開催します。

5. その他

公正・中立性を確保し、事業所の選定にあたっては正当な理由なく特定の事業所に偏ることがないようにします。

業務遂行にあたっては、常に市との情報共有、連携を図るとともに、適切な報告・連絡・相談を徹底します。

業務により知り得た個人情報の取り扱いについては細心の注意を図り、その保

護・管理の徹底を図ります。

休日や夜間などの緊急時における連絡体制を確立し、必要時には即応できるような体制を整備します。

新型コロナウイルスの影響が継続する中で、感染予防対策の徹底を図るとともに、新しい取組みの検討や環境整備など、状況の変化に対応しながら業務を遂行していきます。

○権利擁護を必要とする人に対する支援

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない人たちの権利を擁護するとともに、権利が損なわれた場合に相談に応じるなど、地域において安心して生活できるよう相談から援助まで一元的に行います。

1. 日常生活自立支援事業

認知症・知的障がい・精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない人たちに対して、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを通して支援します。

また、判断能力が低下してきた利用者に対しては、成年後見制度への移行支援を行います。

- ・福祉サービスの利用援助
- ・日常的な金銭管理サービス
- ・書類等の預かりサービス
- ・定期的な見守りサービス

2. 財産保全サービス事業

高齢や障がいなどの理由により自分で財産を保全することが困難な人に対して、本会が契約する金融機関の貸金庫で書類等を預かります。

3. 法人後見事業

成年後見制度に基づき、判断能力の不十分な人の財産管理や身上監護を行います。

また、司法・医療・福祉関係分野及び行政等との連携による権利擁護支援（※）に努めます。

- ・法定後見（補助・保佐・後見）の受任
- ・成年後見制度に関する相談支援
- ・成年後見制度の普及及び啓発
- ・出雲成年後見センターとの連携強化
- ・関係機関・団体とのネットワークによる権利擁護支援の強化

※ 認知症・知的障がい・精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人たちの権利を守るために、以下のよう

な目的でなされる支援です。

- ①「人権」としての権利：必要に応じて、適切になされる権利の回復（救済）。
- ②「契約（当事者間の合意）」に基づく権利：必要に応じて、適切になされる権利の行使。
(成年後見制度利用促進体制整備委員会「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための
手引き」)

4. 市民後見推進事業

出雲市及び出雲成年後見センターと連携し、市民後見人の受任調整や選任された市民後見人への活動支援など、バックアップ体制の強化に努めます。併せて市民後見人バンク登録者の資質の向上を図ります。

5. 障がい者入居債務保証事業

賃貸借契約による民間の賃貸住宅への入居を希望しても保証人が確保できないため入居に苦慮している障がい者に対して、家賃等の債務保証を行います。

6. いずも権利擁護センター運営委員会等の開催

いずも権利擁護センターの適正かつ円滑な運営のため、司法・医療・福祉関係者及び行政関係者からなる「いずも権利擁護センター運営委員会」を開催します。

また、法人後見の受任等について審査する委員会等を開催します。

- ・いずも権利擁護センター運営委員会
- ・法人後見受任審査委員会
- ・市民後見人に関する受任審査委員会
- ・障がい者入居債務保証引受等審査委員会

○総合的な相談支援事業

既存の福祉相談窓口の機能を最大限活用し、属性を問わず本人やその世帯が抱える地域生活課題を断らず包括的に受けとめ、複雑化・複合化した支援ニーズに対し柔軟に対応できる相談支援を行い、だれもが地域において孤立することなく、安心して暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指します。

1. 出雲市福祉総合相談支援事業

- ・複雑化・複合化した課題を抱える個人及び世帯について適切な支援を行うため、関係機関と連携を図り、課題の整理や情報共有及び役割分担等を実施します。
- ・必要な支援が届いていない個人や世帯について、訪問等により継続的につながり続ける体制を構築します。
- ・社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない、就労支援や見守り、居住支援などを提供するための体制づくりに必要な調査を実施し

ます。

○新型コロナウイルス感染症の影響を受けた人に対する支援

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、生活に困窮する様々な人へ必要な食料や日用品を届け、生活を支えるための事業を行います。

1. フードドライブ等実施事業

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による失業・休業で収入が減少するなど、今もなお日々の食事にも困窮される家庭があります。

失業中の人や収入が途絶えた学生、ひとり親家庭など経済的に困窮する様々な人々へ必要な食料・日用品を届けます。

地域支援（地域づくり）

課題解決に向けて当事者を含めた地域住民等によるネットワークの組織化を図り、必要に応じて新たな援助を行うことができる地域社会（福祉コミュニティ）づくりに取り組みます。

○地域住民の主体的な福祉活動の推進

地域住民の主体的な取組により、地域住民が相互に交流する場を拓げ、福祉サービスを必要としている人や世帯を発見し、課題解決を図る活動や相談支援機関等につないでいく仕組みづくりを進めます。

1. 地区社会福祉協議会等活動総合支援事業

地域住民によって組織された地区社会福祉協議会等が行う福祉活動に助成し、地域住民の主体的な福祉活動を支援します。地域の特性に応じた活動と時代に即した住民主体の福祉活動が展開できるように働きかけます。

- ・対象団体数：42団体（出雲16、平田11、佐田・多伎・湖陵各1、大社5、斐川7）
- ・活動分野：高齢者の健康と福祉を高める活動
 - 心身に障がいのある人の福祉を高める活動
 - 子どもを健やかに育てる活動
 - ボランティアの発掘及び育成のための活動
 - 広報啓発のための活動
 - 福祉活動計画を作成するための活動
 - その他地区社協に必要な活動
- ・重点活動：福祉課題を把握するための相談所の設置や声かけ訪問活動のための活動
 - 地域で孤立することを防ぐための子どもの居場所づくりのための活動
 - 生活課題の解決に向けた助け合いの場づくりのための活動
 - 地域福祉活動の担い手として世話焼きボランティアを育成するための活動
 - 福祉ニーズの把握や福祉課題の解決に向けて、住民同士の話し合いの場づくりのための活動

2. ふれあいサロン活動助成事業

地域住民によって行われるふれあいサロン活動に助成し、身近な場所で高齢者等が気軽に集い、交流や健康づくりに取り組むことで、高齢者の閉じこもり防止、健康増進、介護予防、社会参加等を促進する住民主体の福祉のまちづくりを支援します。

また、ふれあいサロン活動を行う団体やこれからふれあいサロン活動を行う予定の団体を対象に情報の提供や研修を行います。

3. 地域ふれあい見守りネットワーク事業

民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会、福祉団体等との連携と協働により、地域特性を活かして高齢者等の見守り活動を行います。

- ・実施地域：3地域（多伎、湖陵、斐川）

4. 福祉団体活動助成事業

市内の福祉団体・ボランティアグループが創意工夫して実施する福祉活動に対して助成を行い、福祉活動を支援します。

- ・助成上限額：1団体50,000円（原則）

○地域住民等の参加と協働による福祉のまちづくりの推進

地域住民、福祉団体、福祉施設等の参加と協働による支え合いの活動により、安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。

1. 認知症高齢者等SOSメール安心ネットワーク事業

認知症になっても安心して暮らすことができるまちづくりを目指して、警察と連携・協働し、行方不明者情報をメール配信することで早期発見に結び付けるネットワークづくりを推進します。また、行方不明になることが心配される人の事前登録を促進し、より迅速な対応を図ります。

2. 出雲市生活支援体制整備事業

高齢者の在宅生活を支えるために、生活支援サービスの充実を図るとともに、地域における支え合いの体制づくりを推進します。

- ・地区社会福祉協議会をはじめとする地縁組織への働きかけ
- ・地域の高齢者支援ニーズの把握
- ・社会資源の把握と社会資源情報の見える化
- ・住民参加型在宅福祉サービス団体への活動支援とネットワーク化
- ・地域支え合いフォーラム、地域支え合い研修会、担い手研修会の開催
- ・出雲市をはじめ関係機関との連携強化

3. 住民参加型在宅福祉サービス事業

支援を必要とする人が地域で安心して暮らし続けることができるよう、公的サービスでは対応できない生活課題を解決するために、住民相互の助け合いによる有償の福祉サービスを実施します。

(1) たすけあいボランティア事業

利用会員から家事援助や通院・外出時の付添い等の依頼に応じて、協力会員をコーディネートします。

(2) すこやか訪問事業（養育支援訪問事業）

出産後子育てに不安な養育者に対して家事援助や育児援助を行います。

4. 共同募金歳末助け合い事業

年末時期に、一人暮らしの高齢者世帯や障がい者のみの世帯等に対して、より良い年を迎えることができるよう家屋修繕や清掃等の生活援助、交流事業、地域の福祉団体への活動助成等を行います。

○福祉サービスの提供

1. 車いす貸出事業

在宅の高齢者・障がい者・けが等で車いすを必要とする人に車いすを無料で貸し出します。

2. ガイドヘルプ事業

障害者総合支援法による地域生活支援事業（移動支援事業）を実施し、視覚に障がいがある人に対して、外出時における安全確保と移動の支援を行うためにガイドヘルパーを派遣します。

また、通院時の院内付添いなど移動支援事業の対象外サービスを独自に行います。

○社会福祉法人等との連携・協働及び支援等

社会福祉法人等の福祉事業者や福祉関係者・団体との連携・協働により地域福祉を推進するとともに、福祉団体の支援を行います。

1. 社会福祉法人による地域貢献活動推進事業

出雲市内で社会福祉事業を行っている社会福祉法人の連携と協働により、地域の課題やニーズに応じた公益的な取組の具体化を図ります。

- ・地域貢献のための出雲市社会福祉法人連絡協議会（40法人）
- ・斐川地域社会福祉法人の地域貢献連絡会（10法人）

2. 高齢者マッサージサービス事業

出雲視覚障がい者福祉協会と出雲鍼灸マッサージ師会による社会貢献活動を支援し、高齢者を対象にした無料マッサージサービスを行います。

3. 団体支援

- (1) 出雲市民生委員児童委員協議会など社会福祉団体
- (2) 島根県共同募金会出雲市共同募金委員会
- (3) 日本赤十字社島根県支部出雲市地区

4. 地域限定の事業

- (1) 戦没者追悼事業

人材育成（人づくり）

地域において福祉サービスを必要とする人を受容し、地域住民の主体的な支え合いの取組や地域における福祉活動に参加する人を拡大し、育成します。

○ボランティア活動の促進

ボランティア活動の担い手となる人材の育成とネットワークの拡大を図ります。

1. ボランティアまちづくりセンターの運営

ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア活動に関する相談や情報提供を行うとともに、ボランティア活動をコーディネートします。また、ボランティア保険加入手続きや備品・活動場所の貸出などの活動支援を行います。

- ・コーディネート
- ・ボランティア保険加入受付
- ・ボランティア登録
- ・民間助成金情報の提供等
- ・企業によるボランティア活動に関する啓発等

2. 技術ボランティアの養成

(1) 点訳奉仕員養成講座

点訳に必要な知識や技術を習得し、視覚に障がいがある方が利用する点字図書を作成することができる人を養成します。

(2) 手話奉仕員養成講座

聴覚障がい者との日常会話に必要な手話の知識や技術を習得し、手話奉仕員としての活動ができる人を養成します。

(3) 広報音訳ボランティアフォローアップ研修

広報音訳ボランティアとして活動している人を対象に、音訳活動に必要な知識と技術の向上を図り、活動への参加を促進するための研修会を実施します。

3. ボランティア活動に参加する人の拡大

(1) ボランティア講座

ボランティア活動や地域福祉活動に関する理解と関心を深め、活動に参加するきっかけをつくるための講座を開催します。

- ・国際ボランティア講座
- ・子ども支援ボランティア講座

4. 子ども食堂活動支援事業

(1) 活動支援

- ・運営に関する相談、助言、食材や助成金等の情報提供
- ・関係機関との連絡調整

(2) ネットワークづくり

- ・既存の子ども食堂及び立ち上げを検討している団体等を対象に定期的な情報交換及び意見交換を行う交流会の開催

○福祉教育の推進

福祉コミュニティづくりを進めるため、地域において生涯にわたる福祉教育の展開を目指して、学校や地域社会、企業等において福祉教育を推進します。

1. 福祉教育推進事業

誰もが社会から排除されることない、インクルーシブ社会（※）を実現するために、幅広い年齢層に対する啓発と福祉教育の取組を推進します。

- ※ 誰もが構成員の一員として分け隔てられることなく、地域であたりまえに存在し、生活することができる社会

(1) 福祉学習支援

車いすやアイマスク等の貸出や福祉学習プログラムへの助言を行うとともに、職員を講師として派遣します。

(2) あいサポート運動推進事業

あいサポート運動（※）の啓発に努めるとともに、あいサポートメッセンジャーを派遣し、多様な障がいの特性や障がい者への配慮の必要性について理解し、日常生活の中でちょっとした手助けを行う「あいサポーター」を養成します。

- ※ 様々な障がいの特性について学び、理解をして、障がいがある人それぞれに必要な配慮や手助けを、できるところからしていこうという運動。

(3) 介護の基礎的講座

中学生を対象に、福祉の現場で働く介護の専門職を講師として派遣し、介護の魅力や価値観（楽しさ・深さ・広がり）を学ぶことで「福祉の心の醸成」や「ふくしの人づくり」を効果的に推進します。

法人運営

公共性と民間性をあわせ持つ民間団体として主体的な経営判断を行い、かつ地域に開かれた組織体制を確立し、住民に信頼される法人運営を行います。

○信頼にこたえる法人運営

経営管理体制の強化と安定的な財務運営及び地域に開かれた組織体制の確立を図ります。

1. 法人運営事業

(1) 組織運営

- ・役員会等の開催（理事会、評議員会、監査会、正副会長会、評議員選任・解任委員会、理事部会）
- ・定款、諸規程の整備
- ・本所・支所との連絡調整

(2) 経営基盤の確立

- ・会員（一般会員、団体会員、賛助会員）の拡充
- ・財務運営の安定化（会費、寄附の受納、積立金の適正管理、共同募金運動の促進）

(3) 経営管理の充実

- ・会計、税務、財務の適正管理
- ・人事、労務の適正管理
- ・個人情報保護の適正対応
- ・苦情解決体制の充実と適正対応
- ・リスク管理の徹底
- ・健康経営の推進
- ・受託事業等に係る契約の適正管理

(4) 関係機関との連絡調整

- ・行政機関（出雲市、出雲保健所等）
- ・社会福祉協議会（島根県社会福祉協議会、県内の市町村社会福祉協議会等）
- ・福祉団体
- ・福祉施設等

(5) 役職員研修

- ・役員、職員を対象とする研修の企画実施（人権研修、メンタルヘルス研修、相談対応研修等）
- ・役員及び職員の外部研修への参加
- ・自己啓発の促進（自己啓発援助制度）

○広報啓発活動の推進

本会の存在と役割の広報や社会福祉の啓発により地域住民の理解と共感を広げる取組を進めます。

1. 出雲市総合社会福祉大会の開催等

(1) 出雲市総合社会福祉大会の開催

福祉関係者と市民が一堂に会し、福祉向上のため更なる努力を誓い合い、併せて高齢者の方々の長寿をお祝いし、また社会福祉や地域活動に功績があった方々を顕彰し、感謝の意を伝えるために開催します。出雲市、出雲市民生委員児童委員協議会、出雲市高齢者クラブ連合会と共催します。

- ・開催日：9月13日（火）（予定）

(2) しまね県民福祉大会への参加及び協力

しまね県民福祉大会への参加と協力を行います。

- ・開催日：10月8日（土）（予定）

(3) 各種表彰の候補者の推薦

- ・島根県社会福祉協議会会長表彰・感謝
- ・島根県知事感謝 など

2. 「社協だよりいずも」の発行

住民へ広く本会の取組を周知し、理解と共感を広げ、また社会福祉の啓発をするために広報紙「社協だよりいずも」を発行します。

- ・発行回数：6回（偶数月に発行）
- ・発行部数：毎回48,000部

3. 音訳広報・点訳広報発行事業

「広報いずも」「市議会だより」「社協だよりいずも」の内容を音声で録音した音訳広報と、「社協だよりいずも」の内容を点字にした点訳広報をボランティアグループの協力により製作し、視覚に障がいのある人（希望者）に送付します。

(1) 音訳広報

- ・発行回数：「広報いずも」12回、「市議会だより」4回、
「社協だよりいずも」6回

(2) 点訳広報

- ・発行回数：「社協だよりいずも」6回

4. ホームページ等の運営

ホームページやFacebookを通じて、本会の取組や福祉情報を発信します。また、より幅広い年代へ向けた情報発信を検討・実施します。

5. 出雲市民余芸大会の開催

山陰中央新報社、出雲市との共催により、「社会福祉チャリティー 年忘れ 出雲市民余芸大会」を開催します。収益金は島根県共同募金会に寄附され、出雲市内の地域福祉活動に役立てられます。

- ・開催時期：12月（予定）

○中期的な計画の推進

社会状況や本会を取り巻く環境の変化や展望を踏まえ、今後の中長期的な地域福祉のあり方や本会の進む方向を示した計画を推進・策定します。

1. 地域福祉活動計画推進事業

平成30年度からの5年間を計画期間とする「第3次出雲市地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、地域共生社会の実現に向けて本会と出雲市が一体的に策定した地域福祉を推進する計画であり、今年度は最終年度に当たります。「出雲市地域福祉計画及び地域福祉活動計画推進委員会」による評価を受け、計画期間における成果と課題を明らかにします。

「地域共生社会」の実現に向け、本会は市と出雲市における今度の地域福祉のあり方や展望を共有し、「第4次出雲市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の策定に取り組みます。

2. 第4期中期経営計画の策定

本会は第3期中期経営計画に基づき、住民はもとより、さまざまな組織、団体、行政等との連携を密にし、住民の生活課題を発見・把握し、解決に導く力を高め、社会状況の変化に柔軟に対応する、機動性と即応性を兼ね備えた組織を目指してきました。引き続き、「住民に必要とされ、信頼される出雲市社会福祉協議会」となるべく取組を進めるとともに、この計画期間における成果と課題を明らかにして、今後の本会の組織、財政、事業等について、現在の社会状況と今後の展望を踏まえ、

中長期的な視点から方向性を検討し、第4期中期経営計画の策定に取り組みます。

○災害見舞への取組

1. 災害見舞金事業

火災など災害にあわれた世帯に見舞金を、災害で亡くなられた方にはご遺族に弔慰金をおくります。

- ・火災（1世帯 10,000円）
- ・死亡（1人 10,000円）

○会館管理

1. 会館管理事業

各センターの適正な管理運営に努めます。

- (1) 出雲市社会福祉センター管理運営事業
- (2) 多伎地域福祉センター管理運営事業
- (3) 平田福祉館管理運営事業